

平成22年（ネ）第805号 ボランティア基金返還等請求控訴事件

控訴人 鎌田まりみ 外10名

被控訴人 エンジェルズこと林俊彦

証 拠 説 明 書 (8)

2011年8月 日

大阪高等裁判所 11 民事部口係 御 中

控訴人ら代理人 弁護士 中 島 光 孝

控訴人ら代理人 弁護士 辻 公 雄

控訴人ら代理人 弁護士 吉 川 法 生

控訴人ら代理人 弁護士 門 松 真 由

控訴人ら代理人 弁護士 阪 口 徳 雄

頭書事件につき、甲A第 135 号証ないし 甲A第 141 号証の立証趣旨を以下のとおり説明します。

書証番号	標 題	作 成 者	立 証 趣 旨
甲A第135号証	陳述書（原本）	控訴人	主張事実全般
甲A第136号証	陳述書（原本）	控訴人	同上
甲A第137号証	陳述書（原本）	控訴人	同上
甲A第138号証	陳述書（原本）	控訴人	同上
甲A第139号証	陳述書（原本）	鎌田まりみ	主張事実全般。資料1は控訴人鎌田に対する誹謗中傷の事実があったこと、資料2は控訴人鎌田が誹謗中傷にかかる経緯について教育委員会に報告したこと

			<p>，資料3は被控訴人が東日本大震災に際して行っているレスキューにおいて本件と同様のことを行っていること，資料4は活動報告と実際にリストに計上されているレスキューの犬の頭数に差があること，資料5は会費の分類等に不明朗さがあることなど。以上の詳細は鎌田陳述書に記載されている。</p>
甲A第140号証	エンジェルズのホームページ（原本）	インターネット	<p>被控訴人が広島DPの犬の救助目的で集めた寄付金の2つの振込先口座（ゆうちょ口座14040-31760911，ジャパンネット銀行5872070。甲5の4）のうちジャパンネット銀行口座をそのままNPO法人エンジェルズの会員登録の口座（ジャパンネット銀行5872070，甲A140・5頁）として継続して使用していること。</p> <p>被控訴人が，NPO法人の設立時には上記ゆうちょ銀行の個人口座及び上記ジャパンネット銀行の個人口座を上記法人の基本財産の受入口座としていたこと（ゆうちょ銀行11,814円，ジャパンネット銀行6,949円。被控訴人の平成23年1月17日付け準備書面4頁）。</p> <p>上記2つの口座は被控訴人が個人として活動していた時期及びNPO法人を設立して活動していた時期を通じて使用されているにもかかわらず，NPO法人の2010年の活動報告書ではこれが示されておらず（甲A140・資料4），新たな「ゆうちょ口座（14630-1653321）」と「滋賀銀行今津支店598577」が上記</p>

			<p>法人の口座として記載され（甲A140・資料5・2頁，4頁），上記口座への入金上記法人の収入とされていること。</p> <p>以上の事実から，被控訴人がNPO法人のもとでも，広島DPの犬の救助目的で寄付金等を募っていたのと同様，支援金や義援金を集め，これを形式的には上記法人の収益とし，実質的には個人的な収益を図っていること等。</p>
甲A第141号証	陳述書（原本）	控訴人	主張事実全般